

やよい苑通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・1割負担）

通常規模型通所リハビリテーション（デイケア）／1日

7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	757円	897円	1,039円	1,206円	1,369円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,345円	1,485円	1,627円	1,794円	1,957円

6時間以上7時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	710円	844円	974円	1,129円	1,281円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,298円	1,432円	1,562円	1,717円	1,869円

5時間以上6時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	618円	733円	846円	980円	1,112円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,206円	1,321円	1,434円	1,568円	1,700円

4時間以上5時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	549円	637円	725円	838円	950円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,137円	1,225円	1,313円	1,426円	1,538円

3時間以上4時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	483円	561円	638円	738円	836円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,071円	1,149円	1,226円	1,326円	1,424円

2時間以上3時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	380円	436円	494円	551円	608円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
合計／日	418円	474円	532円	589円	646円

1時間以上2時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	366円	395円	426円	455円	487円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	18円	18円	18円	18円	18円
中重度ケア体制加算※2	20円	20円	20円	20円	20円
合計／日	404円	433円	464円	493円	525円

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/回	通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 中重度ケア体制加算	20円/回	前年度または算定日が属する月の前3月の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。その他常勤換算方法による人員基準を満たしている場合に算定。
※ 科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
入浴介助加算(Ⅰ)	40円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
入浴介助加算(Ⅱ)	60円/回	上記要件に加え、医師等が居室を訪問し、浴室での動作や環境を評価していること。また、居室浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴又は居室の状況に近い環境で入浴介助を行う。
リハビリマネジメント加算(A)イ	560円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
	240円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
リハビリマネジメント加算(A)ロ	593円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	273円/月	
リハビリマネジメント加算(B)イ	830円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
	510円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
リハビリマネジメント加算(B)ロ	863円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	543円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/回	退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に、一週間に2日を限度として個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920円/月	退院(所)の日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に、一月に4回以上リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
栄養改善加算	200円/回	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。また、必要に応じ居室を訪問すること。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/回	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/回	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
若年性認知症利用者受入加算	60円/回	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
重度療養管理加算	100円/回	要介護3以上で、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して医学的管理を継続的に実施した場合に算定。※常時頻回の喀痰吸引、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養等。
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	▲47円/回	▲はマイナスの意味。自宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わなかった場合。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単価数に加算率4.7%を乗じた金額の1割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単価数に加算率2.0%を乗じた金額の1割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の1割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 印

やよい苑介護予防通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・1割負担）

	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	2,053円/月	3,999円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	72円/月	144円/月
科学的介護推進体制加算※2	40円/月	40円/月
合計/月	2,165円/月	4,183円/月

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72円・144円/月	介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
運動器機能向上加算	225円/月	運動器の機能向上を目的として個別的に運動器機能向上サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
栄養改善加算	200円/月	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/月	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/月	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを2種類利用した場合に加算。
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを3種類利用した場合に加算。
事業所評価加算	120円/月	選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を行う介護予防通所リハビリテーション事業所について、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に加算。
長期期間利用の適正化	▲20円・40円/月	▲はマイナスの意味。利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、1月につき減算となる。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単位数に加算率4.7%を乗じた金額の1割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単位数に加算率2.0%を乗じた金額の1割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の1割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 _____ 印

やよい苑通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・2割負担）

通常規模型通所リハビリテーション（デイケア）／1日

7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,514円	1,794円	2,078円	2,412円	2,738円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,140円	2,420円	2,704円	3,038円	3,364円

6時間以上7時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,420円	1,688円	1,948円	2,258円	2,562円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,046円	2,314円	2,574円	2,884円	3,188円

5時間以上6時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,236円	1,466円	1,692円	1,960円	2,224円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,862円	2,092円	2,318円	2,586円	2,850円

4時間以上5時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,098円	1,274円	1,450円	1,676円	1,900円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,724円	1,900円	2,076円	2,302円	2,526円

3時間以上4時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	966円	1,122円	1,276円	1,476円	1,672円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	1,592円	1,748円	1,902円	2,102円	2,298円

2時間以上3時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	760円	872円	988円	1,102円	1,216円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
合計／日	836円	948円	1,064円	1,178円	1,292円

1時間以上2時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	732円	790円	852円	910円	974円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	36円	36円	36円	36円	36円
中重度ケア体制加算※2	40円	40円	40円	40円	40円
合計／日	808円	866円	928円	986円	1,050円

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36円/回	通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 中重度ケア体制加算	40円/回	前年度または算定日が属する月の前3月の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。その他常勤換算方法による人員基準を満たしている場合に算定。
※ 科学的介護推進体制加算	80円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	100円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
入浴介助加算(Ⅰ)	80円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
入浴介助加算(Ⅱ)	120円/回	上記要件に加え、医師等が居室を訪問し、浴室での動作や環境を評価していること。また、居室浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴又は居室の状況に近い環境で入浴介助を行う。
リハビリマネジメント加算(A)イ	1,120円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
	480円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
リハビリマネジメント加算(A)ロ	1,186円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	546円/月	
リハビリマネジメント加算(B)イ	1,660円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
	1,020円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
リハビリマネジメント加算(B)ロ	1,726円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	1,092円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	220円/回	退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	480円/回	退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に、一週間に2日を限度として個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	3,840円/月	退院(所)の日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に、一月に4回以上リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
栄養改善加算	400円/回	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。また、必要に応じ居室を訪問すること。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	40円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	300円/回	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	320円/回	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
若年性認知症利用者受入加算	120円/回	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
重度療養管理加算	200円/回	要介護3以上で、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して医学的管理を継続的に実施した場合に算定。※常時頻回の喀痰吸引、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養等。
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	▲94円/回	▲はマイナスの意味。自宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わなかった場合。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単価数に加算率4.7%を乗じた金額の2割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単価数に加算率2.0%を乗じた金額の2割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の2割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 印

やよい苑介護予防通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・2割負担）

	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	4,106円/月	7,998円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	144円/月	288円/月
科学的介護推進体制加算※2	80円/月	80円/月
合計/月	4,330円/月	8,366円/月

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144円・288円/月	介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 科学的介護推進体制加算	80円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	100円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
若年性認知症利用者受入加算	480円/月	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
運動器機能向上加算	450円/月	運動器の機能向上を目的として個別的に運動器機能向上サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
栄養改善加算	400円/月	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	40円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	300円/月	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	320円/月	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	960円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを2種類利用した場合に加算。
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	1,400円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを3種類利用した場合に加算。
事業所評価加算	240円/月	選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を行う介護予防通所リハビリテーション事業所について、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に加算。
長期期間利用の適正化	▲40円・80円/月	▲はマイナスの意味。利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、1月につき減算となる。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単位数に加算率4.7%を乗じた金額の2割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単位数に加算率2.0%を乗じた金額の2割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の2割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 _____ 印

やよい苑通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・3割負担）

通常規模型通所リハビリテーション（デイケア）／1日

7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	2,271円	2,691円	3,117円	3,618円	4,107円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,935円	3,355円	3,781円	4,282円	4,771円

6時間以上7時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	2,130円	2,532円	2,922円	3,387円	3,843円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,794円	3,196円	3,586円	4,051円	4,507円

5時間以上6時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,854円	2,199円	2,538円	2,940円	3,336円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,518円	2,863円	3,202円	3,604円	4,000円

4時間以上5時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,647円	1,911円	2,175円	2,514円	2,850円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,311円	2,575円	2,839円	3,178円	3,514円

3時間以上4時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,449円	1,683円	1,914円	2,214円	2,508円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
食費	550円	550円	550円	550円	550円
合計／日	2,113円	2,347円	2,578円	2,878円	3,172円

2時間以上3時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,140円	1,308円	1,482円	1,653円	1,824円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
合計／日	1,254円	1,422円	1,596円	1,767円	1,938円

1時間以上2時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	1,098円	1,185円	1,278円	1,365円	1,461円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	54円	54円	54円	54円	54円
中重度ケア体制加算※2	60円	60円	60円	60円	60円
合計／日	1,212円	1,299円	1,392円	1,479円	1,575円

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54円/回	通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 中重度ケア体制加算	60円/回	前年度または算定日が属する月の前3月の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。その他常勤換算方法による人員基準を満たしている場合に算定。
※ 科学的介護推進体制加算	120円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	150円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
入浴介助加算(Ⅰ)	120円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
入浴介助加算(Ⅱ)	180円/回	上記要件に加え、医師等が居室を訪問し、浴室での動作や環境を評価していること。また、居室浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴又は居室の状況に近い環境で入浴介助を行う。
リハビリマネジメント加算(A)イ	1,680円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
	720円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画を作成し、PT・OTまたはSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告する。等
リハビリマネジメント加算(A)ロ	1,779円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	819円/月	
リハビリマネジメント加算(B)イ	2,490円/月	開始月から6月以内は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
	1,530円/月	開始月から6月超は算定可能。多職種協働でリハビリテーション会議を3月1回以上行い、リハビリテーション計画について、医師が説明し、同意を得ること。等
リハビリマネジメント加算(B)ロ	2,589円/月	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	1,629円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	330円/回	退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	720円/回	退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に、一週間に2日を限度として個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	5,760円/月	退院(所)の日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に、一月に4回以上リハビリテーションを集中的に行った場合に算定。
栄養改善加算	600円/回	低栄養状態の改善を目的として個別に栄養改善サービスを実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。また、必要に応じ居室を訪問すること。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	60円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	450円/回	口腔機能の向上を目的として個別に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	480円/回	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
若年性認知症利用者受入加算	180円/回	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
重度療養管理加算	300円/回	要介護3以上で、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して医学的管理を継続的に実施した場合に算定。※常時頻回の喀痰吸引、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養等。
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	▲141円/回	▲はマイナスの意味。自宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わなかった場合。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単価数に加算率4.7%を乗じた金額の3割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単価数に加算率2.0%を乗じた金額の3割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の3割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 印

やよい苑介護予防通所リハビリテーション料金表（令和3年4月改定・3割負担）

	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	6,159円/月	11,997円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	216円/月	432円/月
科学的介護推進体制加算※2	120円/月	120円/月
合計/月	6,495円/月	12,549円/月

〈各種加算〉 ※は必須

加算項目	費用	内 容
※1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	216円・432円/月	介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合、
※2 科学的介護推進体制加算	120円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
栄養アセスメント加算	150円/月	管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護職員・介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族にその結果を説明。また情報を厚生労働省に提出すること。
若年性認知症利用者受入加算	720円/月	若年性認知症利用者に対してサービスの提供を行った場合に算定。
運動器機能向上加算	675円/月	運動器の機能向上を目的として個別的に運動器機能向上サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
栄養改善加算	600円/月	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、一月につき所定単位数を加算。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	60円/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定。※6月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	450円/月	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービス実施した場合に、3月以内の期間に限り一月に2回を限度として算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	480円/月	上記要件に加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	1,440円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを2種類利用した場合に加算。
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	2,100円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能サービスのうち選択的サービスを3種類利用した場合に加算。
事業所評価加算	360円/月	選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を行う介護予防通所リハビリテーション事業所について、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に加算。
長期期間利用の適正化	▲60円・120円/月	▲はマイナスの意味。利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、1月につき減算となる。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	一月に算定された総単位数に加算率4.7%を乗じた金額の3割負担が自己負担額となります。
※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	一月に算定された総単位数に加算率2.0%を乗じた金額の3割負担が自己負担額となります。
※新型コロナウイルス感染症対応特例的評価	0.1%	基本サービス費に加算率0.1%を乗じた金額の3割が自己負担となります。 ※令和3年9月末までの措置

〈介護保険外の費用〉

食 費	550円/回	普通食・粥食・刻み食・ミキサー食・ゼリー食・療養食等、利用者様の状態に合わせて提供させていただきます。
特別行事費	300円/回	お誕生日会、お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会等の行事に参加された方のみ。

〈その他〉

理美容代	1,500円/回
洗濯代	50円/1枚
オムツ処理代	10円~/1枚

上記、利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日 氏 名 _____ 印